

JTU **きょうと教組**
日本教職員組合
NEWS LETTER

2020年1月15日発行 No.124
京都府教職員組合 小鍛治 啓
Kyoto School Staff Union
Tel:075-252-6771
Fax:075-252-6772
<http://kyoto-union.net>



対府教委 現業部交渉 (12.10)

人勧並みの給与改定

「技術職員と学校施設管理職員との積極的交流」を組合が提案



2019年12月10日、きょうと教組は、現業職員の勤務条件にかかわる府教委交渉に臨みました。当局からは、安達管理部理事らに対応し、「府立学校における教育の推進に現業職員の皆さんの協力は不可欠」「教職員が安心して職務に

専念できる職場環境づくりを進めていくことが当局の責務である」と、今まで同様の当局の基本姿勢を示した後、現業職員の給与改定等についての基本回答がありました。

***給料表**

給料表(技能労務職給料表)については、人事委員会勧告及び国の行政職俸給表改定内容を踏まえ30歳代半ばまでの職員が在職する号級について、給料月額を引き上げ

***期末・勤勉手当**

勤勉手当は6月12月分それぞれ0.025月分ずつ、年間0.05月分引き上げとする。

*実施時期については、給料表については2019年4月1日に遡及して実施。勤勉手当の支給月数の改定については支給の基準日である2019年6月1日に遡及して実施。

***住居手当**

手当の対象となる家賃額の見直し（12,000円以下は非支給等）

***50歳代後半層の昇給昇格制度見直しについて**

一般職員の見直しの内容をふまえて対応していく。

***現給保障について**

現業職員に適応される各種の経過措置について2016年4月からの給与制度の総合的見直しに係る経過措置について現給保障期間を一般職より3年間延長し、2021年3月31日までとしている。

2006年4月の給与構造改革時の現給保障についても2021年3月31日まで保障措置を講じる。本年度は経過措置額の3分の1を減額、2020年度は3分の2を減額、2021年3月31日で終了

***臨時的任用の技術職員について**

空白の1日の解消により、昨年から引き続き臨時的に任用された場合は本年4月から共済組合加入が可能となった。さらに2020年4月の改正地公法の施行後は、常時勤務を要する職に就く職員として位置づけられることになり、任用の日から共済組合加入が可能となる。また、互助組合に加入することができるよう、教育委員会規則の改正を行った。

***非常勤の技術職員について**

2020年4月から会計年度任用職員に移行する。

勤務条件の大枠を定める条例が10月に議決された。今後条例の範囲内で法改正の趣旨に合致するよう勤務条件、報酬、期末手当水準等、引き続き検討していく。

***府立学校における36協定の締結について**

10月8日付で通知を発出。現在、締結に向けて各校で進められている。

引き続き教職員の時間外勤務の縮減に取り組んでいく。

—府教委との主なやりとり—

【組合側から】学校施設管理職員という新しい職が創設され、将来的には学校施設管理職員と非常勤の現業職員という完成形に向けて20年、30年かけて可能なところから移行をしていくということであったが、現在臨時的任用で勤務しているところに無理に完成形に向けた措置を講じないという確認でいいか。

【回答】完成形に向けて切り替えて行くには20年30年かかると考えている。現在勤務している方がおられる中で、無理な措置を講じることはない。

【組合側から】府立高校の現業部門において、旧来からの現業職員と新たな学校施設管理職員の間で「仕事」にかかわる齟齬があったことは否定できない。しかし、現業職員研究会での研修会に施設管理職員も参加するようになり交流が深まりつつある。現在、施設管理職員と調理員は「専門部」を構成している。技術職員も同様に「専門部」として構成する方向を研究会の